

外国人介護人材獲得強化事業に係るQ & A

外国人介護人材獲得強化事業について、想定される問い合わせとそれに対する回答をまとめましたので、申請にあたっての参考としてください。

【交付申請に関すること】

Q：日本国内での外国人介護人材採用に係る取り組みは対象となるのか。

A：対象外となります。法人の職員が海外現地で行う外国人介護人材採用に係る取り組みが対象となります。

Q：現地にて「採用・広報活動」を行ったが、実際に採用に至らなかった場合、補助金を返還する必要があるか。

A：採用計画に基づき現地で活動をした結果として、採用に至らなかったとしても、返還する必要はありません。ただし、その後の経過をおたずねする場合がございますのでご留意ください。

Q：申請すれば必ず補助が受けられるのか。

A：必ず補助が受けられるとは限りません。予算に限りがあるため、申請書類を審査し、補助対象とする事業者を決定します。

Q：審査基準はすべて満たさないといけないのか。

A：審査基準をすべて満たす必要はありません。審査基準を基に採点し、交付先を決定します。

Q：補助対象期間はいつからいつまでか。

A：交付決定のあった日から2月末日までとなります。2月末日までに経費の支払いまで全て終了するものとします。

なお、補助対象期間であっても、支払証拠書類（領収書等）がそろっていない場合には、補助金の交付はできませんのでご了承ください。

【対象経費について】

Q：航空券取得を他事業者に頼んだ場合、その際にかかる経費（手続きに係る手数料等）は対象となるのか。

A：対象外となります。

Q：空港までの国内移動にかかる費用は対象となるか。

A：海外に渡航するための、最小限の費用に限り対象となります。

Q：渡航費用等、一旦渡航者が立て替え、後で法人から支払いを行った場合の支払い証明書はどうしたらよいか。

A：渡航者が立て替えた場合は、渡航者が現地で支払った証明書と法人が渡航者に支払った証明書を併せてご提出ください。

Q：ビジネスクラスの料金は対象となるのか。

A：補助金の対象は当該便の最下級の旅客運賃（エコノミークラス）となります。ビジネスクラスの利用自体は法人として判断いただいて構いませんが、ビジネスクラスを利用した場合は当該便の最下級の旅客運賃（エコノミークラス）の根拠資料も併せてご提出をお願いします。

Q：渡航に係るキャンセル保証やフレックス予約、受託手荷物料金は対象か。

A：利用自体は法人として判断いただいて構いませんが、補助金の対象外となります。

Q：説明会等の際に提供するお茶代は対象となりますか。

A：説明会等で提供するお茶代は対象です。ただし、事業者の職員の飲食代等、個人に属する経費は対象外となります。

Q：他の補助金による助成を受けている場合も助成されますか。

A：他の補助金による助成を受けている場合であって、補助の内容が重複する場合は、補助金の対象外となります。

【その他】

Q：現地の言語で書かれた領収書等を根拠資料としてよいか。

A：現地の言語で書かれた領収書の場合は、日本語に翻訳したものを併せて提出してください。また日本円に支払時の為替レートがわかる書類を併せてご提出をください。

Q：支払った根拠資料ですが、クレジットカードで支払ったため領収書がない場合は、銀行の振込依頼書でいいか。

A：振込依頼書と共に、支払った後の口座の写しや支払明細書の画面コピー等をご提出ください。

Q：現地で活動した実績の根拠資料はどのようなものを提出すればよいか。

A：例としては説明会を開催したのであればチラシやポスター、参加人数等説明会の実績、大学を訪問等であれば訪問先の情報、会議等の参加者や実施場所が記されたもの（内容までは必要ありません）、現地訪問先での写真等が想定されます。あくまで例となりますので適宜ご相談ください。